

## 登録免許税免除申請に必要な書類について

宗教法人が、専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物の所有権の取得登記、又は同条に規定する境内地の権利の取得登記をする場合、登録免許税が非課税となります。

証明のための要件は次のとおりです。

- (1) 名目だけでなく、使用の実態が専ら宗教の用に供されていること。  
(将来、宗教の用に供されることが確実なものを含む)
- (2) 建物の場合は、90%以上の部分が宗教の用に供されていること。

### <申請に必要な書類（境内地の場合）>

- (1) 登録免許税免除申請にかかる境内地証明願  
\* 県提出用には福島県収入証紙 300 円を貼付
- (2) 土地の登記事項証明書（法務局発行の原本）
- (3) 責任役員会議事録の写し  
境内地の今までの経過、今回申請地の今後の利用方法（宗教目的に利用すること）等について議決したもの
- (4) 売買契約書又は寄付証書等の写し
- (5) 位置図（境内地の場所を具体的に表示したもの。住宅地図等）
- (6) 境内地図面及び境内建物配置図
- (7) 写真（下記の2種類）  
ア 2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだ写真  
イ 境内建物の正面・斜位・礼拝場所を撮影した写真
- (8) 【駐車場など転用が容易な土地を取得した場合】使用目的説明書  
ア 儀式行事に参加する壇信徒のための無料駐車場であること。  
イ 儀式行事の際に集まる壇信徒数（数を明示）に比べて、既存の駐車場の駐車可能台数（数を明示）が少ないので、その不足分を補うものであって広すぎないこと。  
ウ 礼拝施設から遠すぎないこと。  
以上の点を明らかにすること。
- (9) 【県外宗教法人の場合】宗教法人登記事項証明書  
\* 県外宗教法人とは、本県所轄以外の宗教法人をいいます。
- (10) 【県外宗教法人の場合】宗教法人規則謄本の写し
- (11) 【財産処分等の公告を伴う場合】下記の3種類  
ア 公告証明書  
イ 公告書（写し）  
ウ 公告したことが確認できる写真

- (12) 【宗教法人規則にその他の手続きの定めがある場合】 手続（関係機関の同意等）を経たことを証する書類
- (13) 【農地転用の場合】 農地転用許可書（写し）

<申請に必要な書類（境内建物の場合）>

- (1) 登録免許税免除申請にかかる境内建物証明願
  - \* 県提出用には福島県収入証紙 300 円を貼付
- (2) 建物の登記事項証明書（法務局発行の原本）
- (3) 責任役員会議事録の写し  
境内建物の今までの経過、今回申請建物の今後の利用方法（宗教目的に利用すること）等について議決したもの
- (4) 売買契約書、寄付証書又は建築確認通知書（検査済証）の写し
- (5) 位置図（境内建物の場所を具体的に表示したもの。住宅地図等）
- (6) 境内建物配置図及び境内建物平面図
- (7) 写真（下記の4種類）
  - ア 建物正面
  - イ 建物斜位
  - ウ 礼拝場所
  - エ すべての部屋の写真
- (8) 【県外宗教法人の場合】 宗教法人登記事項証明書
  - \* 県外宗教法人とは、本県所轄以外の宗教法人をいいます。
- (9) 【県外宗教法人の場合】 宗教法人規則謄本の写し
- (10) 【借入、境内建物の新築等の財産処分等の公告を伴う場合】
  - ア 公告証明書
  - イ 公告書（写し）
  - ウ 公告したことが確認できる写真
- (11) 【宗教法人規則にその他の手続きの定めがある場合】 手続（関係機関の同意等）を経たことを証する書類

※1 申請書作成上の留意事項

- (1) 証明願は「県提出用」と「法務局提出用」の両方とも提出すること。うち県提出用には福島県収入証紙 300 円を貼付すること。
- (2) 「物件の表示」は、不動産登記事項証明書と一致するように記入すること。
- (3) 表示欄が足りない場合は、別紙を添付するなど適宜対応すること。

※2 公告証明書についての注意事項

- (1) 公告は、宗教法人法第23条及び当該法人の規則に基づいて行うこと。
- (2) 公告期間には初日と最終日は算入しないため、規則で10日間の公告が必要な場合は、例えば〇月1日から12日まで掲示し、「〇年〇月1日から〇年〇月12日まで10日間事務所の掲示場に掲示した。」のように表示すること。
- (3) 公告したことが確認できる写真を撮影のうえ、添付すること。